

静教組教育政策提言  
(2014~2016年度)

# ゆたかな 学びを求めて



静岡県教職員組合 2014年5月

# I ゆたかな学びを育む学校づくり

## (1) 「生きてはたらく力」を育む学びづくり

私たちがめざすゆたかな学びとは、互いの人権を尊重し合い、学び合いの中で、必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、感性等を身に付け、自己肯定感をもって自分の生き方を問い合わせ続けるというものです。そのことによって育まれる学力とは、様々な価値観をもつ他者とコミュニケーションを図りながら、自ら課題を見出し、主体的に解決していく「生きてはたらく力」であると捉えます。

### ① 基礎基本となる知識・技能の定着や思考力・判断力・表現力、感性等の向上をバランスよく図る。

変化の激しい複雑化する社会においては、自ら考え、判断し、よりよく問題を解決する力が必要です。そのためには、知識を獲得する学びだけでなく、体験的な学習や問題解決的学習等、過程を重視する学びが大切です。

今求められている学力は、このような学びを通して主体的に習得された知識・技能や思考力・判断力・表現力、感性等であり、それは社会をよりよくしていこうとする力にもつながります。こうした学びは、他者と協調し思いやりの心や他者と共感し感動する心などの豊かな人間性を育むことにもなります。数値に示された学力に偏重するのではなく、様々な力をバランスよく身に付けていくことが大切です。全国学力・学習状況調査については、その趣旨を踏まえ、子どもたちの教育環境改善につながるものにすべきです。

### ② 他者との相互理解を通して課題を解決していこうとするコミュニケーション力の育成を図る。

子どもは多くの人と積極的に関わることで、見方・考え方・感じ方の違いや共通点を認め合いながら、社会性を身に付ける必要があります。そのためには他者との相互理解を通して課題を解決していこうとする営みにおいて、表現力・他者理解・前向きな意欲・態度等のコミュニケーション力の育成を図ることが大切です。また、その力は、国際社会を生きていく上での文化交流に役立つだけでなく、人としての視野を広げることにもなります。

コミュニケーション力の育成という観点から行われているものの一つに、外国語活動があります。早期英語教育の導入に関しても、この観点を十分考慮した検討をしていく必要があります。

### ③ 総合学習の理念を生かしながら学校や地域の実態に応じたカリキュラム編成をすすめる。

価値観が多様化する社会においては、教科学習を基本としながらも自ら体験を通して学び方を学ぶ学習が重要であり、学校におけるカリキュラム編成は、総合学習の理念と、学校や地域の特色を生かしたものにしていく必要があります。そのためには、社会背景やその時代に応じたテーマをもとに、学校全体のカリキュラムを見直すことが考えられます。特に、情報メディアが発達し、それらの影響を大きく受けるようになった現在において、情報を多面的に捉えたり、主体的に活用したりする能力を育成するメディア・リテラシー教育の充実が求められます。また、創造性や感性を育むという観点から、いわゆる技能教科を充実させることは、子どもたち一人一人が豊かな人生を送る上でも重要なことです。



カリキュラムとしての道徳については、教育活動全体を通して行うものです。社会の一員として規範意識を身に付けることは必要ですが、それは規準に基づく評価によって育まれるものではありません。地域の題材を生かし、子どもの実態に合わせて行っているこれまでの学びを継承しながら、さらに対話型の視点から道徳を捉えることが必要です。

## (2) 共生社会を生きる市民の育成

人と人、人と自然が協調しながら生きていくために、平和で豊かな社会をつくり上げていく市民の育成が求められています。なぜなら、私たちは様々な人や自然環境との関わりの中で生きているからです。立場も考え方も違う多様な人たちが、互いに支え合い、ともに生きるものとして、よりよい社会を築き上げていく必要があります。

### ① 子どもたちが自己肯定感をもち、自らの生活をよりよく改善していこうとする力を育む。

学級等の集団において、受容的で共感的な人間関係をつくることが大切です。さらに、自己肯定感をもち、他者とともにによりよく生きようとする態度を育てる人権教育の必要性も高まっています。自分自身を大切に思う気持ちがなければ、他者を思いやり、ともによりよい生活を築こうとする気持ちは生まれません。

それらの力を育てるには身の回りに生じた課題について友だちと話し合い、解決につなげるという自治的活動が必要です。その活動を通して、子どもたちは自分とは違う考えの人がいることや様々な意見を調整しまとめる方法などを学びます。こうした経験を積むためには、教職員自身がねらいをもち、自治的活動を保障することが大切です。いじめ問題も、こうした視点からとりくむことが必要です。

いじめ防止対策推進法が制定されましたが、その運用には慎重さが求められます。単にいじめ撲滅・厳罰化というスローガンだけでは根本的な解決にはつながりません。人権尊重の立場から子どもに寄り添った視点で法を運用していくことが求められます。

### ② 「地球的問題群」に対する関心をもち、多面的な視点で課題を捉え、解決していこうとする力を育む。

環境破壊・地球温暖化・エネルギー・貧困と飢餓・民族紛争等、多くのグローバルな問題が私たちの周りに存在します。このような問題を「地球的問題群」と称します。それらは、私たちの世代だけで解決できる問題ではなく、次の世代、その次の世代の子どもたちへと引き継ぎ、解決に向けとりくんでいくべき問題です。そのためには、まず子どもたちが「地球的問題群」に対して関心をもち、私たちの生活が世界中の人々の暮らしや産業と大きく関わっていることを知る必要があります。そして、一方的な見方や考え方ではなく、相手の立場になって考えたり、自分とは異なる考えと関わったりすることでものごとを多面的に捉える力を養うことが大切です。この力が、主体的に社会と関わり平和的に問題を解決するためには重要です。

グローバル化への対応が求められていますが、英語力を高め、国際社会で勝ち抜くことを強調するのではなく、多面的にものごとを捉え、平和的に共存していくことのできる主体者を育てていくことが大切だと考えます。



### ③ 労働教育の視点を日常の教育実践の中に取り入れ、総合的な労働観の育成を図る。

労働教育とは、働くことの意義や労働者の権利に関する知識とその活用に加えて、労働を通じた社会貢献、ワーク・ライフ・バランスの充実等、社会の形成者としての生き方を考え、社会をよりよいものに変えていこうとする総合的な労働観の育成を大切にするものです。現在行われているキャリア教育は、職場体験のみを扱ったり、個人の学校選択に向けての指導であったりと自己完結型の学習にならがちです。職業観・労働観は、人との関わりの中で体験的な学びを通して育っていくものであることから、学校においては、総合学習や特別活動等、日常の教育実践の中に労働教育の視点を盛り込んでいく必要があります。また、いろいろな働き方があることや社会や職場で起こっているできごとを、分析的に考える視点も義務教育段階から系統的に学んでいく必要があります、その際、行政のコーディネートによる企業・学校間の連携を図っていくことも求められます。

### (3) 子どもの学びを中心に学校・家庭・地域が一体となる体制づくり

学校5日制は、学校・家庭・地域がバランスよく役割を果たし、子どもたちが多くの人との関わりや様々な体験を通して成長することをめざしたもので。子どもたちを中心としたゆたかな学びを育む学校をつくるには、保護者や地域だけでなく、子どもたちの学校参画をすすめることも重要となります。教育行政は、そのためのしくみの導入や学校体制の維持・改善を支援する立場で関わっていくことが求められます。

#### ① 学校5日制の理念を踏まえ、教職員、保護者、地域の協力協働による学校運営をすすめる。

地域の存在は、総合学習を始めとする様々な教育活動での地域人材の活用や地域に触れる校外活動などを通して学校になくてはならないものとなっています。学校運営全体にも地域の力が求められており、学校と地域が一体となって子どもたちを育てる「協働」の考え方を通じます。現在一部の地域で導入されているコミュニティ・スクールについては、学校5日制の考えに基づく運営となるかが重要なポイントです。

例えば、学校・家庭・地域の代表者を交えた学校協議会を設置し、関係者が当事者意識をもって学校運営に関わっていくことが考えられます。その際は、学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の教育力も向上することが期待されます。

#### ② 子どもたちが参画意識をもって学校生活を送れるよう学校運営における意見反映の機会を保障する。

ゆたかな学びのためには、保護者や地域の考えとともに子ども自身の意見を学校運営に反映させることがより有効であると考えます。学校における学びの主体者である子どもには、正しい権利意識に基づく参画が求められており、子どもの権利条約においても意見表明権として示されています。学校協議会の場に子どもたちの代表を位置づけることも、その一つの方策として考えられています。

学校づくりに子どもたちの柔軟な発想を取り入れることで、学校運営にさらなる活気と発展性が生まれます。子どもにとっても自分の学校を自分でよくしていくという主体的な意識が生まれるとともに、自分の学校に誇りをもつことにもつながります。自治的活動を充実させる上でも、子どもたちが積極的に学校運営に参画し、よりよい学校を創造できる場を保障することが大切です。

#### ③ 学校や地域における応援団としての役割が果たせるよう、教育委員会の機能充実を求める。

教育委員会制度は、レイマン・コントロール(素人支配による民意の反映)とプロフェッショナル・リーダーシップ(専門家による教育行政の執行)の融合により、教育における政治的中立性や公共性、安定性を確保するという重要な役割があることから、今後も教育行政に対する指揮監督、教育方針・施策の検討や決定といった役割を果たしていく必要があります。そのために教育委員が学校を訪問する機会を増やして学校理解を深めるなど、教育委員会の活性化が求められます。市町では、教育委員会そのものの周知が不十分であることから、議事録を公開したり、地域住民と対話する機会をつくったりするなど、より地域に開かれた教育委員会にしていく必要があります。また、学校や地域の応援団として、その役割を生かした積極的なとりくみが求められます。



## Ⅱ ゆたかな学びを保障する環境づくり

### (1) 子どもにとって学びやすさが実感できる学習環境づくり

どの地域、どのような家庭環境に生まれ育ったとしても、子どもは一定水準の教育を受ける権利が保障されなければなりません。子どもたちの学びにおいて、一人一人の活躍の場が増え、互いのつながりが深まることは重要です。私たちは、少人数学級実現のための大きな目標として、「30人以下学級の実現」を掲げています。これは、単に学級サイズを小さくするだけではなく、すべての子どもの学びが保障されるように地域や学校に応じた教育環境をめざすものです。また、学びの充実のために、専門性をもった多くの人たちが子どもの学びに関わることも重要です。

#### ① ひとしく学ぶ権利を保障するために少人数学級、学校裁量権の拡大を実現する。

一人一人の児童生徒を大切にし、個性や発達段階に応じて丁寧に教育活動をすすめることはひとしく学ぶ権利を保障するという観点からもとても重要です。静岡県では義務教育すべての学年で35人学級編制となりましたが、人的配置が不十分なことから様々な課題も出されています。子どもたちの学びが充実し「生きてはたらく力」を育んでいくように、現行少人数学級編制の更なる拡充を強く求め「30人以下学級の実現」をめざしていきます。

教育の機会均等と全国的な教育水準の確保を図る手段の一つとして、義務教育費国庫負担制度があります。義務教育の根幹を支えるために、国と地方が応分の負担をすることにこの制度の意義があることから、国の負担率を現行の3分の1から2分の1へ復元することが不可欠です。また、政令市への給与移管については、そのことが県内の子どもたちの教育格差につながらないよう求めていく必要があります。

少人数学級が拡充する中で、学校施設の状況や子どもの発達段階などを考えると、学校の裁量権を拡大して、より柔軟かつ効果的な対応ができるようになることが大切となります。具体的には、学級編制や教職員の配置・活用等を各学校の判断で実施可能にすることが重要です。学校裁量で運用できる予算を拡充していくことも必要です。



#### ② 個に応じた指導や支援を充実させるため、学校における多様な人材の配置を求める。

子どもたちの家庭環境や生育環境が多様化する中、特別な支援を必要とする子どもや外国籍児童生徒等が増え、個の特性に応じた対応が求められています。学校には、スクールカウンセラー、図書館司書、特別支援教育支援員等の様々な職種の人たちが関わり、子どもたちの育ちを支援しています。教員とは違った立場から支援やアドバイスを受けることは、子どもだけでなく、保護者を支えることにもつながります。地域人材を生かし、連携を図るという点からも、学校における多様な人材配置をすすめていく必要があります。

#### ③ 家庭の経済状況による教育格差をなくすために、家庭の教育費負担の軽減を求める。

厳しい経済状況から、子どもの貧困率や要保護・準要保護の児童生徒数は増加しています。また、諸外国に比べ教育にかかる私費負担額が大きく、所得が少ないほど、希望する学校への進学を断念している実態も見られるなど、家庭の経済格差からくる教育格差が危惧されています。このような状況において、すべての子どもの学びを保障するためには、教材費や給食費等、家庭の教育費負担軽減のための制度充実が不可欠です。また、希望する子どもたちの高校進学を保障するため、高校授業料を無償化した上で新たな給付型奨学金が創設されるよう求めていく必要があります。

## (2) 地域との連携による学びの環境づくり

子どもにとって、地域社会は生涯にわたる学びの基盤となる場であり、多様な見方や考え方を学ぶ場でもあります。学校と地域が有機的に結びつくことで、子どものゆたかな育ちだけでなく、地域の活性化にもつながっていきます。各自治体は、その橋渡しとして財政的・制度的な下支えをしていくことが求められます。

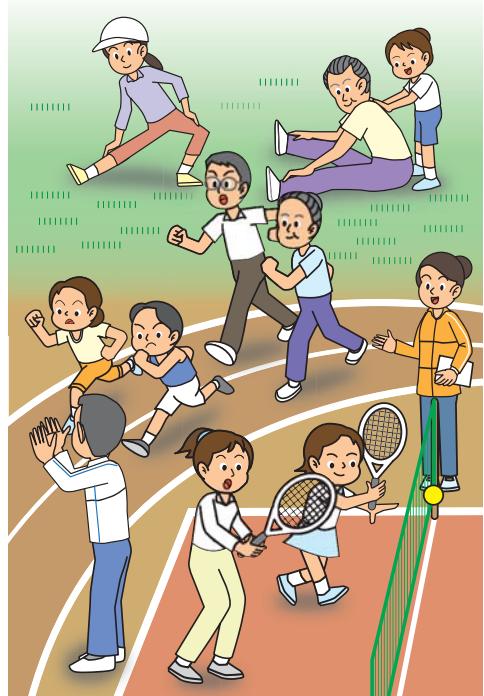
### ① 子どもの学びを広げ、深化させるために、学校をとりまく学習環境を整備する。

子どもたちのゆたかな学びを支えるためには、学校内外の学習環境を整えていくことが不可欠です。学校内においては、求められる教育活動に必要な教材教具の整備、学校図書館の整備拡充、コンピュータ関係設備の充実等が求められます。学校外では、公共図書館や公民館を充実させて学校とのネットワークを構築するなど、地域の学習情報センターとしての役割を担う施設を整備し、学びを支援する体制づくりをすることが重要です。

土曜授業については、学校・家庭・地域の三者が互いに連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てるという学校5日制の理念を踏まえ、検討する必要があります。土曜日の子どもの活動については、家庭や地域ごとにとりくみがすすんでいる一方で、有意義に過ごせていない子どももいるという声はあります。今後とりくむべきことは、地域が中心となって学校に依存することなく多様な学びの機会を提供することです。



### ② 地域の特性を生かしながら、総合型地域クラブへの移行を図る。



中学校において、部活動の果たす役割は大きく、子どもたちの成長に大きく関与しています。しかし、一方で子どもたちや教職員への過度な負担となっている実態もあります。部活動については、学校教育における意義を認めながらも、今後は、総合型地域クラブのように、社会教育の一環としてそのあり方を見直していく必要があります。ただ、一斉に学校教育の場から移行していくのではなく、外部人材や地域施設の活用、複数の顧問による体制づくり等、部活動に多くの人や社会教育が関わるしくみをつくると同時に、地域の特性を生かしながら長いスパンで総合型地域クラブへと移行していく必要があります。そのとき、生徒数の減少により活動の維持が難しくなっている実態もあり、合同チーム等子どもたちに広く部活動に接する機会を保障する視点も重要となります。部活動は生徒の自主的、自発的参加により行われるものであることから、何よりも主体となる子どもたちの側に立ち、地域や学校間の連携のあり方を検討していく必要があります。

### (3) 学ぶ意欲を育み、継続性が生かされる教育の推進

学びの段階が上がるにしたがって、学力の二極化、学習意欲の低下が大きくすすむことが日本の子どもたちの課題とされています。学びの主体は子どもたちであり、一人一人の学びは生涯にわたつて続くものであることから、継続性を大事にしながら学ぶ意欲を育んでいくことが大切になります。

#### ① 幼稚園・保育園から高校までの学校間接続と子どもの学びの段階を見通した連携教育をすすめる。

現在、静岡県の多くの地域で小中連携が行われ、一部では市の施策として一貫教育にとりくんでいる地域があります。中1ギャップの解消といった目的だけでなく、地域や子どもたちの実態に応じた学びの継続性や生徒指導、情報交換ができるようにするために、幼保・小・中・高まで含めた校種を越えた教職員の連携をすすめる必要があると考えます。

#### ② 子どもの多様な学びや幅広い進路選択を可能とする魅力ある高等学校づくりを求める。

近年、学校統廃合や学科の再編・新設により、特色ある専門学科をもつ高等学校や単位制の高等学校が増え、子どもたちの将来に向けた進路選択の幅が少しずつ広がってきました。一方、依然として進学実績を求めたり、部活動を重視したりする学校も多く、地域事情による高等学校の偏在から選択の幅に差が出ている実態が見られます。

今後も、地域一体型連携校や総合学科における教育環境の充実を図るなど、子どもたちの多様な学びや幅広い進路選択が可能となるような高等学校づくりを求めていきます。

#### ③ 意欲と夢をもって学び続ける子どもを育むために、義務教育からの学びの継続性が生かされる制度の確立を求める。

静岡県における高等学校入学者選抜は、「共通枠」と「学校裁量枠」を設けた入試制度が定着してきました。しかし、「共通枠」は、依然として知識量や理解力だけで測られていることや「学校裁量枠」では選抜方法が不透明で部活動への偏りがあるといった課題があります。

入学者選抜制度は、小学校、中学校からの学びの積み重ねが生かされるものでなくてはなりません。さらに、入学者選抜としてのあり方そのものを問い合わせながら、子どもたちの個性や希望を尊重した進路選択が可能となる制度の確立を求めていくことが大切です。



## (4) 学ぶ喜びを育む安心安全な学校施設の充実

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たします。そのため、安全性の確保と生活空間としての環境整備は極めて重要です。同時に子どもたちには、安心安全な学校をつくる主体者としての意識と自らの命を守る力を育んでいくことが求められます。また、学校施設を見直す際には、ゆたかな学びを育む空間としての視点も重要です。

### ① 学校における耐震基準の見直しと非構造部材の耐震化を求める。

校舎等の建物の耐震化率はほぼ100%ですが、より安全な学校にするためには、現在の耐震基準よりもさらに安全性の高い耐震基準へ見直すことが求められます。また、非構造部材(天井材、外壁、照明器具等)の耐震化率は半分に満たない状況にあり、非構造部材の耐震化は校舎の耐震化に比べかなり遅れています。非構造部材の耐震化を推進し、地域住民の応急避難場所としての役割も果たせる安心安全な学校にしていく必要があります。

### ② 自分たちの命を守る力を育てる防災減災教育の充実を図る。

未来に起り得る災害に向けて、子どもたちが自分たちの命を自分たちで守るために、様々な場所や状況にあっても適切な安全行動がとれるよう、柔軟な思考と行動を磨くことが必要です。また、「災害や防災減災について理解する」「災害前に少しでも被害を減らせるように備える」「自ら危険を予測し、危機回避の行動をとることができ」等の力を身に付けていかなければなりません。さらに、地域の一員として自らが考え動き役割を果たすことや災害時の自助共助の考えに基づき積極的に行動すること、災害の混乱の中においても情報を正確に理解し伝えることなどができることが必要な力です。

### ③ 学ぶ喜びと感性が育まれる「空間」づくりをすすめる。

学校空間は、ゆたかな学びを実現する上で重要な教育環境の基盤となります。また、子どもたちが長い時間を過ごす学びの場として、安全面だけでなく、学びの観点から改善していくことも求められます。ゆたかな感性を育むという面からは、自然に子どもどうしの交流が生まれる空間、芸術性を育む空間、明るく開放的な空間などの視点で考えることができます。また、学ぶ喜びを育むという面からは、子どもたちの自主的な学習活動が見える空間、観察・実験や体験活動を深めるための空間、子どもたちの表現力が生かされる空間などの視点も考えられます。

